

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
40	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

川崎市は、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県川崎市長

公表日

令和6年12月19日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務
②事務の内容	【評価対象事務全体の概要】 本事務は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年5月30日法律第50号）に基づき、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図ること目的として、特定医療費の支給認定を受けた指定難病の患者が当該指定難病に係る医療を受けた場合に、その医療に要した費用について特定医療費を支給及び指定難病要支援者証明事業の実施に関する事務である。川崎市長は、同法に基づき、特定医療費の審査、決定、支給等の事務を行う。 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な内容】 難病の患者に対する医療等に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）及び川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例に基づき、特定個人情報ファイルを使用して実施する事務は、次のとおりとする。 1 難病の患者に対する医療等に関する法律第五条の特定医療費の支給に関する事務 2 難病の患者に対する医療等に関する法律第六条第一項の支給認定の申請の受理に関する事務 3 難病の患者に対する医療等に関する法律第七条の支給認定に関する事務 4 難病の患者に対する医療等に関する法律第七条等の医療受給者証に関する事務 5 難病の患者に対する医療等に関する法律第十条の支給認定の変更に関する事務 6 難病の患者に対する医療等に関する法律第十一条の支給認定の取消しに関する事務 7 難病の患者に対する医療等に関する法律第二十八条第二項の指定難病要支援者証明事業に関する事務 8 難病の患者に対する医療等に関する法律第三十七条の資料の提供等の求めに関する事務 9 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第十三条第一項の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 【中間サーバ・システム連携基盤における事務の内容】 ・新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人識別符号の取得要求を行う（システム連携基盤要件）。 ・主務省令第2条表に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する（システム連携基盤、中間サーバー要件）。
③対象人数	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 1万人以上10万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	指定難病特定医療費支給業務システム

②システムの機能	1 受給者管理機能 支給認定に係る申請情報、審査情報、保険者照会情報、医療費患者負担上限額算定情報及び受給情報等の管理を行い、各種帳票の作成を行う。 2 給付実績管理機能 給付実績データを取込み、公費負担額の算定等を行う。 3 償還払い管理機能 払戻し金額の計算、振込データの作成等を行う。 4 各種マスタ管理機能 指定医療機関、指定医、保険者及び金融機関等の追加、削除等を行う。 5 統計分析機能 各種統計分析、衛生行政報告例の作成等を行う。	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 （)	
システム2～5		
システム2		
①システムの名称	システム連携基盤	
②システムの機能	1 団体内統合宛名管理機能 既存業務システムから住登者データ、住登外データを受領し、システム連携基盤内の統合宛名DBに団体内統合宛名番号と紐付けて管理を行う。また、個人番号が新規入力されたタイミングで、団体内統合宛名番号の付番を行う。 2 符号要求機能 個人番号を特定済みの団体内統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。また、中間サーバーから返却された処理通番は住基GWへ送信する。 3 情報提供機能 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の提供業務情報を各業務システムから受領し、中間サーバーに情報提供を行う。 4 情報照会機能 中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示し、又は、各業務システムにファイル転送を行う。 5 既存システム連携機能 各業務システム及び中間サーバーと接続し、システム間で情報連携を行う。 6 職員認証・権限管理機能 システム間連携以外で団体内統合宛名管理機能等を利用する職員の認証と職員に付与された権限管理を行い、特定個人情報に対するアクセス制御を行う機能。	
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 （ 中間サーバ、各業務システム)	
システム3		
①システムの名称	中間サーバ	

②システムの機能	中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）、システム連携基盤等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得（※1）や各情報保有機関で保有する特定個人情報照会と提供等の業務を実現する。 （※1）セキュリティの観点より、特定個人情報の照会と提供の際は個人番号を直接利用せず、「符号」を取得して利用する。 1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。 3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。 4 既存システム接続機能 中間サーバーと各システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8 セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する機能。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）に対するアクセス制御を行う機能。 10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☐] その他 （ ）
システム4	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	・【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 ・【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☐] その他 （ 申請管理システム ）
システム5	
①システムの名称	申請管理システム

②システムの機能	1 申請データの取り込み 申請データをサービス検索・電子申請機能からダウンロードする機能 2 申請データのデータベース格納 サービス検索・電子申請機能から連携される申請ZIPを展開し、データや添付ファイルをデータベース等に格納する機能 3 シリアル番号による申請者特定 申請ZIPの電子署名検証結果データにあるシリアル番号を基にシステム連携基盤から宛名番号を取得し、データベース等に格納する機能 4 申請内容照会と審査状況管理 申請内容の確認や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能 5 業務システムとの申請データ連携 各業務システムが申請データを取得できるよう、システム間で申請データの連携を行う機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [○] その他 (システム連携基盤 [] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム)
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名		
指定難病特定医療費情報ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の131の項	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 主務省令第2条表の158の項 【情報提供】 番号法第19条第8号 主務省令第2条表の14の項、18の項、42の項、77の項、80の項、113の項、125の項、144の項、161の項	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課	
②所属長の役職名	国民年金・福祉医療課長	
7. 他の評価実施機関		
-		

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
指定難病特定医療費情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	指定難病患者、保護者及び支給認定に係る世帯員	
	その必要性	指定難病患者、保護者及び支給認定に係る世帯員の住民票関係情報、医療保険関係情報、地方税関係情報等を確認し、特定医療費を適正に助成するため
④記録される項目	[100項目以上]	＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (電子証明書利用者証明用のシリアル番号)
	その妥当性	【識別情報】 ・個人番号 対象者を正確に特定するために必要 ・その他識別情報(内部番号) 対象者を正確に特定するために必要 【連絡先等情報】 ・4情報 対象者の適正な管理のために必要 ・連絡先 対象者と連絡を行う際に必要 ・その他住民票関係情報 医療費患者負担上限額を算定するため等に必要 【業務関係情報】 ・地方税関係情報 医療費患者負担上限額を算定するために必要 ・健康・医療関係情報 医学的審査を実施するために必要 ・医療保険関係情報 高額療養費区分を把握するため等に必要 ・生活保護・社会福祉関係情報 医療費患者負担上限額を算定するため等に必要

		・年金関係情報 医療費患者負担上限額を算定するために必要 ・給付実績情報 特定医療費を正確に把握するために必要 ・口座情報 特定医療費の支給のために必要 ・他の医療費助成に関する情報 医療費患者負担上限額を算定するために必要 【電子証明書利用者証明用のシリアル番号】 ・申請者の本人確認のために保有する
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成30年4月	
⑥事務担当部署	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (市民文化局戸籍住民サービス課、財政局市民税管理課、健康福祉局保険年金課、健康福祉局生活保護・自立学校振興・共済事業団、神奈川県国民健康保険団) ☐ 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構、国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、神奈川県国民健康保険団) ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 (市区町村) ☐ 民間事業者 (各健康保険組合) ☐ その他 ()
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 (サービス検索・電子申請機能)
③使用目的 ※		「支給認定に係る審査」、「医療費患者自己負担上限額の算定」、「高額療養費区分の把握」及び「特定医療費の支給」等の業務を適切に実施するため。
④使用の主体	使用部署	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課、各区地域みまもり支援センター地域ケア推進課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		1 支給認定に係る審査 本人等の申請、住民票関係情報、健康・医療関係情報、医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報等をもとに、支給認定に係る審査を行う。 2 医療費患者自己負担上限額の算定 本人等の申請、住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報、生活保護・社会福祉関係情報、年金関係情報、他の医療費助成に関する情報等をもとに、医療費患者自己負担上限額の算定を行う。 3 高額療養費区分の把握 本人等の申請、住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険関係情報等をもとに、高額療養費区分の把握を行う。 4 特定医療費の支給 給付実績情報、口座情報等をもとに、特定医療費の支給を行う。
情報の突合		連絡先等の4情報と住民票関係情報を突合し、対象者の確認を行う。
⑥使用開始日		平成30年4月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件
委託事項1		指定難病特定医療費支給業務システムの運用保守
①委託内容		指定難病特定医療費支給業務システムのパッケージ保守及びSE運用保守を行う。
②委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		富士通Japan株式会社
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑥再委託事項	運用・保守業務の一部
委託事項2～5		
委託事項2		特定医療費支給事務
①委託内容		申請書類の收受から受給者証等の発行に至るまでの業務(審査補助、データ入力、保険者照会、医療費請求書処理及び問合せ対応等)の一部
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		富士通Japan株式会社 川崎市ユニット
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑥再委託事項	申請書類の收受から受給者証等の発行に至るまでの業務の一部
委託事項3		申請管理システム運用保守業務委託
①委託内容		ハードウェア、アプリケーション、データベースの保守・管理、ファイアーウォール等のログ監視・解析、トラブル対応等
②委託先における取扱者数		10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 日立製作所
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託業者からの書面による申請に基づき、妥当性を考慮し書面により許諾を回答する。
	⑥再委託事項	運用・保守業務の一部を再委託
委託事項6～10		

委託事項11～15
委託事項16～20

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☒] 提供を行っている (9) 件 [☐] 移転を行っている () 件 [☐] 行っていない
提供先1	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 主務省令第2条表の14の項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務
③提供する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定医療費を現に受給している者及び受給していた者
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2～5	
提供先2	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 主務省令第2条表の18の項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務
③提供する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定医療費を現に受給している者及び受給していた者
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先3	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 主務省令第2条表の42の項
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務
③提供する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満

	4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	特定医療費を現に受給している者及び受給していた者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先4	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 主務省令第2条表の77の項
②提供先における用途	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)による職業紹介等、障害者職業センターの設置及び運営、納付金関係業務若しくは納付金関係業務に相当する業務の実施、在宅就業障害者特例調整金若しくは報奨金等の支給又は登録に関する事務
③提供する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	特定医療費を現に受給している者及び受給していた者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先5	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 主務省令第2条表の80の項
②提供先における用途	災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による避難行動要支援者名簿、個別避難計画又は被災者台帳の作成に関する事務
③提供する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	特定医療費を現に受給している者及び受給していた者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先6～10	

提供先6	
①法令上の根拠	厚生労働大臣
②提供先における用途	番号法第19条第8号 主務省令第2条表の113の項
③提供する情報	雇用保険法による雇用安定事業又は能力開発事業の実施に関する事務
④提供する情報の対象となる本人の数	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	[1万人以上10万人未満]
⑥提供方法	特定医療費を現に受給している者及び受給していた者
⑦時期・頻度	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
提供先7	
①法令上の根拠	都道府県知事
②提供先における用途	番号法第19条第8号 主務省令第2条表の125の項
③提供する情報	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって第百二十七条で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	[1万人以上10万人未満]
⑥提供方法	特定医療費を現に受給している者及び受給していた者
⑦時期・頻度	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
提供先8	
①法令上の根拠	都道府県知事又は市町村長
②提供先における用途	番号法第19条第8号 主務省令第2条表の144の項
③提供する情報	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務
④提供する情報の対象となる本人の数	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	[1万人以上10万人未満]
⑥提供方法	特定医療費を現に受給している者及び受給していた者
⑦時期・頻度	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線

⑥提供方法	☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先9	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 主務省令第2条表の161の項
②提供先における用途	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和二十九年五月八日付け社発第三百八十二号厚生省社会局長通知。以下「昭和二十九年社発第三百八十二号通知」という。)に基づき外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この欄において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務
③提供する情報	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定医療費を現に受給している者及び受給していた者
⑥提供方法	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	

移転先11～15
移転先16～20

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

【指定難病特定医療費支給業務システム】
・指定難病特定医療費支給業務システムは、入退室管理をしている庁舎エリア内の、さらに静脈認証
(権限のある者のみ登録)を必要とする部屋に設置した施錠したラック内にサーバを設置し、保管してい

7. 備考

-

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

【個人に関する項目】

住民番号、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、保護者、送付先、連絡先、補記区分、外国人該当、通称名、アルファベット氏名、電話番号、世帯番号、世帯主続柄、世帯主氏名、郵便番号、集配局、行政区、取消区分、住民となった日、住民でなくなった日、最新異動区分、最新異動日、最新異動届出日、住民異動区分、住民異動日、転入前住所、転出後住所

【申請に関する項目】

申請日、申請区分、申請受理日、本庁受領日、登録支所区分、申請受理番号、申請方法、受付窓口、変更内容、届出内容、添付書類

【臨床調査個人票(診断書)に関する項目】

作成医、医師照会区分、医師照会日、医師照会完了日、医師照会返送期限

【医療保険に関する項目】

保険証種類、保険者番号、保険者名称、記号、番号、被保険者氏名、被保険者続柄、保険者照会区分、保険者照会日、保険者照会完了日、適用区分(高額療養費区分)、川崎市国民健康保険加入日、川崎市国民健康保険脱退日、川崎市国民健康保険異動日、川崎市国民健康保険異動事由、川崎市国民健康保険異動処理日、神奈川県後期高齢加入日、神奈川県後期高齢脱退日、神奈川県後期高齢異動日、神奈川県後期高齢異動事由、神奈川県後期高齢異動処理日

【疾病に関する項目】

疾病番号、疾病名、疾病不認定該当、疾病保留該当、疾病処理対象、主たる疾病

【医療費患者負担上限額に関する項目】

世帯按分該当、市町村民税未申告該当、高額かつ長期該当、人工呼吸器該当、上位所得で認定該当、みなし寡婦(夫)控除該当、階層区分、按分前負担上限月額、負担上限月額、負担者番号、税賦課年度、税徴収区分、所得確定区分、支給認定基準世帯員、収入判定対象者、課税区分、市町村民税所得割額(税源移譲前)、市町村民税所得割額、市町村民税均等割額、合計所得金額、公的年金等収入額、公的年金等所得額、その他給付額、指定難病医療費助成受給該当、小児慢性特定疾病医療費助成受給該当、指定難病医療費助成受給該当者の医療費患者負担上限額、小児慢性特定疾病医療費助成受給該当者の医療費患者負担上限額、情報照会用機関名、情報照会再要求該当、情報照会事務手続き、情報照会不開示該当、生活保護移行防止措置該当、食費免除該当、生活保護移行防止措置前階層区分、階層判定区分、前回自己負担上限額

【審査に関する項目】

審査グループ、書類審査区分、1次審査依頼状況、1次審査依頼日、1次審査結果、1次審査結果登録日、2次審査依頼状況、2次審査依頼日、2次審査結果、2次審査結果登録日、軽症高額該当、軽症高額該当照会区分、軽症高額該当照会日、軽症高額該当照会完了日、軽症高額該当提出期限、保留通知区分、保留通知日、不認定候補通知区分、不認定候補通知日

【認定状況に関する項目】

認定区分、有効期間開始日、有効期間終了日、受給者番号、受給者証交付日、不認定理由、保留理由、起案区分、起案日、決裁区分、決裁日、喪失理由、喪失日、勸奨通知区分、勸奨通知日、申請者通知区分、申請者通知日、更新申請期限、臨床調査個人票免除該当

【指定医療機関に関する項目】

指定医療機関番号、指定医療機関名称、適用開始日、主たる指定医療機関

【給付実績に関する項目】

給付保険者番号、請求年月、診療年月、医療介護区分、入院外来区分、点数表、日数、回数、決定点数、総医療費、医療保険負担額、公費負担額、自己負担額、請求医療機関、レセプト区分、件数、再審査請求該当、入力日

【償還払いに関する項目】

請求日、請求金額、請求理由、支払区分、支払金額、支払日、負担済額(償還)、負担済額(現物)、附加給付該当(本人)、附加給付該当(被扶養者)、窓口負担額(高額療養費等除く)、過誤該当、負担済額、負担上限残額、2割負担相当額、支払予定金額、文書料、支給決定日、支払対象外該当、決定理由、金融機関番号、金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、ゆうちょ記号、ゆうちょ番号、名義人氏名

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
指定難病特定医療費情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・窓口や郵送における申請の際、内容や本人確認措置を厳格に行う。 ・申請内容等と指定難病特定医療費支給業務システムの登録情報との確認を行うことにより、申請内容の確認を行う。 ・指定難病特定医療費支給業務システムを利用する職員等を限定し、個人ごとのにユーザID及びパスワードによる認証を行う。また、認証後は、利用者権限を設定することにより、入手可能な情報に制限をかける。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・マイナポータルのサービス検索機能において、申請の要件を明示・周知し、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・申請データの確認や審査に際しては、内容や本人確認書類等の確認を厳格に実施する。 ・申請データを業務システムに登録後、業務システムに登録された内容と申請データを照合し、申請データの内容が正しく反映されているかを確認する。 ・評価対象の事務の遂行に必要な情報以外は登録できないよう、システム上担保されている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 不適切な方法で入手が行われるリスク ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 ・サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・申請データの入手は、サービス検索・電子申請機能を利用し、それ以外の方法での入手はできない。 ・システムを利用する職員を限定し、利用者権限を設定することによって入手可能な情報に制限をかける。 入手した特定個人情報が不正確であるリスク ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した地方公共団体は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク ＜サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムにおける措置＞ ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している。		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		

リスクに対する措置の内容	・アクセスログを取得し、定期的に確認を行う。 ・利用する職員の研修等において、特定個人情報の事務外利用の禁止や漏えい時の罰則、アクセスログ情報の記録等について周知徹底し、事務外利用の禁止等について指導する。 ・職員以外の作業者(委託先従業員)には、当該事項について契約書等に明記する。 ・指定難病特定医療費支給業務システムでは、事務に必要な情報を記録できないため、それらの情報と紐付けることはできない。 ・異動・退職職員のIDは削除し、使用できないようにする。 ・担当者ごとにシステムの権限を分け、業務と関係ない情報を収集できないようにする。 ・異動・退職職員には、業務を行う上で知り得た情報を他に漏らしてはならないことの指導を徹底する。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・申請管理システムは、法令等に基づく必要な情報のみを保持しており、必要のない情報との紐付け等が行われることはない。 ・利用する職員ごとに手続き単位で利用者制限を設定することで、アクセスできる情報を制限する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	指定難病特定医療費支給業務システムを利用する職員を限定し、個人ごとにユーザID及びパスワードによる認証を行う。 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ＜サービス検索・電子申請機能＞ ・サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・申請管理システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。	
その他の措置の内容	＜申請管理システムにおける措置＞ ・システムの操作ログを記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作ログにより適宜確認する。 ・バックアップされた操作ログについて、定められた期間、サーバ上に保管する。 ＜サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムにおける措置＞ ・サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムのアクセス権限の発効・失効については、以下の管理を行う。 ① 発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・ユーザID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ② 失効の管理 ・定期的又は異動、退職等のイベントが発生したタイミングで、権限を有していた職員の異動、退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。 ・定期的にユーザID一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザID管理者が行う。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

従業者が事務外で使用するリスク

【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】

＜サービス検索・電子申請機能における措置＞

- ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。
- ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。
- ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。

＜申請管理システムにおける措置＞

- ・システムの操作ログを記録する。
- ・事務外利用の禁止等についてルールを定め、システム利用職員に対し、ルールに従って業務を行うよう指導する。

特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

＜サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムにおける措置＞

- ・サービス検索・電子申請機能及び申請管理システムから取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。
- ・アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等ができるようシステムの的に制御する。
- ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。
- ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	1 業務委託契約書に次に掲げる事項を明記し、契約締結にあたり本市の情報セキュリティに関する遵守事項を説明する。 ・川崎市情報セキュリティ基準等の遵守 ・機密保持	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	書面による許諾の無い再委託を禁止するとともに、再委託先においては委託先と同等のリスク対策を実施することとしている。	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法 ・番号法第9条第2項及び第19条第9号に基づく条例に規定される事項に限り、提供又は移転する。 ・同一機関内における移転の際は、提供先の各所管課宛て利用の許可を行った場合に、利用内容を確認した上で、必要な情報のみを提供することとしている。 ・システム連携基盤では、不正な情報の提供・移転が行われていないことをシステムログにより確認している。			
その他の措置の内容	-		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<システム連携基盤における措置> ①システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施している。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みとしている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づく各種機能や特定個人情報に対するアクセス制御を行う機能。 <中間サーバーの運用における措置> 中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<システム連携基盤における措置> ①慎重な対応が求められる情報(DV被害者など)については、中間サーバーにて情報照会に対する自動応答がなされないよう、自動応答を不可とする個人(団体内統合宛名番号など)又は特定個人情報を管理し、中間サーバーの自動応答不可フラグを設定することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ②システム連携基盤の職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止している。また、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないよう自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 <中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。		

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	
再発防止策の内容	別紙(個人情報に関する重大事故について)を参照	

その他の措置の内容	【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 1 物理的対策 ＜システム連携基盤及び申請管理システムにおける措置＞ ①システム連携基盤及び申請管理システムはセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ②停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ③監視設備として監視カメラ等を設置している。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ①申請管理システムはセキュリティゲートにて入退館管理をしているデータセンター内で、さらに入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置したサーバ内に保管する。 ②停電等に備え、災害時の非常用電源装置等を付設している。 ③監視設備として監視カメラ等を設置している。 2 技術的対策 ＜システム連携基盤及び申請管理システムにおける措置＞ ①システム連携基盤及び申請管理システムでは、F/Wや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。 ②システム連携基盤及び申請管理システムでは、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしており、さらに通信自体も暗号化している ＜申請管理システムにおける措置＞ ①申請管理システムでは、F/Wや通信の暗号化により、アクセス制限、侵入防止対策を行っている。 ②申請管理システムでは、新種の不正プログラムに対応するためにウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク 【住民がマイナポータルからオンラインで申請する場合の措置】 ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク ＜サービス検索・電子申請機能における措置＞ ・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 ・外部記憶媒体については、定期的に内部のチェックを行い不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う手順を定めている。 ＜申請管理システムにおける措置＞ ・保管期間を過ぎた申請データについては、あらかじめ削除対象データを確認の上、システムのバッチ処理において、削除処理を実行し、結果を職員が確認する。	

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分にやっていない ☐ 十分にやっていない
具体的な方法	・情報セキュリティに関する研修やeラーニング等を利用して、情報セキュリティに関する知識の取得及び情報収集を行うように指導を行う。 ・新人職員や異動者に対して、特定個人情報や情報セキュリティに関する研修等を必要に応じて実施する。 ・本市で発生した特定個人情報に関する重大事故の再発防止の観点から、保護責任者に対して、特定個人情報の安全管理措置(特に、人的及び組織的安全管理措置)に関する研修を実施する。また、研修未受講の事務担当者に対し保護責任者から受講を促す。
10. その他のリスク対策	
【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ監理(入退室監理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

個人情報に関する重大事故について

事案１ 国民健康保険高額療養費支給申請書の紛失

１ 事案の内容

（１）発生（発覚）時期

令和６年４月８日

（２）事案の概要

宮前区役所区民サービス部保険年金課において、令和６年３月支給分の国民健康保険高額療養費支給申請書を紛失した。

（３）原因

事務担当者が足元に個人情報に記載された書類を数日にわたって放置していたことから、個人情報の適正な管理が行われていなかった。

（４）影響

４０４件（２９５世帯分）の個人情報を紛失した。紛失した書類に含まれる情報は次のとおり。なお、現時点で個人情報の漏洩は確認されていない。

- ・ 世帯主氏名、住所、電話番号
- ・ 個人番号（マイナンバー）※本人の記載があった場合
- ・ 被保険者証記号及び番号、振込先金融機関の情報
- ・ 病院等へ支払った一部負担金の合計額、高額療養費額、支給申請額
- ・ 診療を受けた被保険者の氏名、生年月日、医療機関、実日数、一部負担金の額

（５）事故発覚後の対応

令和６年４月８日	事務担当者により申請書が所在不明であることが判明
令和６年４月８日～４月２２日	事務担当者による搜索を継続
令和６年５月１日	報道発表
令和６年６月３日	個人情報保護委員会より文書指導

２ 再発防止策

（１）国民健康保険事務における再発防止策

- ・ 該当事務について、事務手続きのフローを再度、課内で確認するとともに、全職員において、個人情報の厳格な管理を徹底する。
- ・ 該当事務以外の事務についても、事務フローの確認と個人情報の取扱いについて、改めてチェックを行う。
- ・ 書類の紛失等、事務事故が疑われる場合には、即時に上司に報告することを全職員に対し周知徹底

底する。

（２） 評価実施機関（川崎市）における再発防止策

- ・保護責任者に対して、特定個人情報の安全管理措置（特に、人的及び組織的安全管理措置）に関する研修を実施することとする。また、研修未受講の事務担当者に対し保護責任者から受講を促す。
- ・全ての特定個人情報保護評価書のIV_2.「従業員に対する教育・啓発」項目に、上記の研修についての記載を追加する。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	・健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-0415 ・総務企画局コンプライアンス推進・情報管理部行政情報課(情報公開担当) 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2108
②請求方法	個人情報の保護に関する法律及び川崎市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づく開示・訂正等の請求を受け付ける
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課 住 所:〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-0415
②対応方法	—

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年12月19日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

[illegible]